

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第4号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合定数条例

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の常勤の職員で一般職に属するもの（臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 管理者の補助機関たる職員は、29人とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員は、これを定数外とする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項に掲げる職員の定数の事務局内の配分は、管理者がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。